

男女共同参画に関する条例の制定について

1 趣旨

- 本区では、平成5（1993）年に、女性の地位向上と社会参加促進により男女平等社会の実現を図る拠点施設として女性センター「ブーケ21」を開設し、女性団体の育成や活動を支援するとともに、女性団体などと連携しながら各種事業を展開し、男女平等に向けた普及啓発に取り組んできた。
- 平成11年（1999年）に国が「男女共同参画社会基本法」を制定したことを受け、区では男女共同参画社会を推進していくため、平成13（2001）年に「中央区男女共同参画行動計画」を策定するとともに、平成15（2003）年には公募区民や学識経験者などで構成する「中央区男女共同参画推進委員会」を設置し、計画に基づく施策や事業の取組状況などについて意見や助言を受け、以後平成20（2008）年、平成25（2013）年、平成30（2018）年と計画の改定を行い、男女共同参画社会の実現に向け着実に施策の推進を図ってきたところである。
- 国では配偶者暴力防止法、女性活躍推進法などの施行、令和2年には第五次男女共同参画基本計画が策定され、また東京都においては平成12年に東京都男女平等参画基本条例の施行以降行動計画の策定・改定を経て、令和4年3月に東京都男女平等参画推進総合計画が改定されるなど、男女共同参画社会に向けた取組が様々に行われている。
- 令和3（2021）年には、東京2020オリンピック・パラリンピック大会が開催され、大きくクローズアップされたオリンピック憲章における人権や多様性の尊重の理念は、男女共同参画社会実現に向けた取組とも合致するものであり、選手村を擁した本区のレガシーとして引き継いでいくべきものである。
- こうした社会的機運の高まりを受け、区における男女共同参画をさらに推進していく必要があるため、男女共同参画行動計画2018の改定と併せて、男女共同参画社会推進に向けた区としての意思と姿勢を示し、各施策や取組の土台、基本指針となるべき条例を制定する。

2 条例の主な内容・効果

- ① 目的（条例制定の目的）・基本理念（男女共同参画推進に向けた区の基本理念）
- ② 主体の責務（区、区民、事業者、教育関係者、地域団体等）
- ③ 行動計画（法律において任意となっている行動計画等を条例による義務化へ）
- ④ 審議会（推進委員会を要綱設置から区の附属機関への明確な位置付けへ）
- ⑤ 基本施策（理解促進・啓発のための事業、相談・支援事業等）
- ⑥ 禁止事項（性別による権利侵害の防止等）
- ⑦ 区の施策にける差別事案への苦情対応 など

3 特別区の状況

16区がすでに条例を制定済みであり、2区が男女共同参画都市宣言を行っている。

条例未制定（7区）：千代田、中央、品川※1、大田、杉並※2、荒川、練馬

※1 人権尊重都市宣言の中で、女性の人権尊重や性的指向・性自認を理由とした差別・偏見の解消を掲げている。

※2 杉並区及び豊島区が男女共同参画都市宣言を行っている。豊島区は条例も制定。